

会津若松市において下水汚泥処理業を営んでいたが、原発事故により事業を休止した申立人について、事業再開時に、処理場周辺の地方自治体との公害防止協定により放射線濃度等の測定・検査をするよう義務づけられたことを考慮し、その測定・検査に要する各種費用のほぼ全額（人件費以外。令和元年12月まで）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

- (1) 損害項目：処理場及び敷地境界付近の空間線量の測定外部委託費用
期 間：自 平成26年10月21日
至 平成27年3月18日
- (2) 損害項目：モニタリングポスト設置費用
期 間：平成26年3月31日
- (3) 損害項目：モニタリングポストの増設及び移設費用
期 間：平成28年7月11日
- (4) 損害項目：処理場からの排出ガス等の放射能濃度の測定外部委託費用
期 間：自 平成26年10月1日
至 令和元年12月23日
- (5) 損害項目：処理場からの排出ガス等の放射能濃度の測定のための試料採取作業等にかかる人件費
期 間：自 平成26年11月1日
至 令和元年12月末日
- (6) 損害項目：受入廃棄物の放射線量の測定機器のレンタル費用
期 間：自 平成26年10月31日
至 平成28年6月末日
- (7) 損害項目：受入廃棄物の放射線量の測定作業に係る人件費
期 間：自 平成26年11月1日
至 令和元年12月末日

(8) 損害項目：本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害項目及び期間について、申立人に下記内訳に係る金57,107,016円の損害が生じたことを認める。

(内訳)

(1) 処理場及び敷地境界付近の空間線量の測定外部委託費用

金250,000円

(2) モニタリングポスト設置費用 金3,840,000円

(3) モニタリングポストの増設及び移設費用

金584,000円

(4) 処理場からの排出ガス等の放射能濃度の測定外部委託費用

金21,353,000円

(5) 処理場からの排出ガス等の放射能濃度の測定のための試料採取作業等にかかる人件費 金11,106,396円

(6) 損害項目：受入廃棄物の放射線量の測定機器のレンタル費用

金1,690,308円

(7) 損害項目：受入廃棄物の放射線量の測定作業に係る人件費

金16,620,000円

(8) 損害項目：本件和解仲介に関する弁護士費用

金1,663,312円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年8月2日

(仲介委員 齋藤 祐一)